

地域社会学会ジャーナル

No. 4

(2022. 1. 27)

2021 年度第 3 回研究例会号

地域社会学会ジャーナル発行委員会

地域社会学会事務局

Office of Japan Association of Regional and Community Studies

〒020-0693 滝沢市巣子 152-52 岩手県立大学総合政策学部

吉野英岐研究室内

TEL 019-694-2724(直) FAX 019-694-2701 郵便振替 地域社会学会 00150-2-790728

E-mail jarcs.office@gmail.com URL <http://jarcs.sakura.ne.jp/>

目 次

地域社会学会 2021 年度第 3 回研究例会報告プログラム	・・・ 3
報告論文	
NPO 法が地域社会にもたらしたもの—『ロビイングの政治社会学』と地域社会学の接点を 中心に—	原田 峻 ・・・ 4
コロナ禍の中の地域社会学の研究実践と教育実践— (1) 調査実習をめぐって—	山口 博史・丸山 真央 ・・・ 11
批評論文	
地域社会における NPO の役割	菅沼 若菜 ・・・ 17
コロナ禍の中の教育実践の試行錯誤共有の意義	土居 洋平 ・・・ 21
Regional and Community Studies beyond Borders	
国際交流についての断想—RC21 の活動をめぐって—	齊藤 麻人 ・・・ 25

地域社会学会 2021 年度第 3 回研究例会

報告プログラム

日 時	2021 年 12 月 4 日（土）13 時～16 時
開催方法	ZOOM によるオンライン開催
司 会	小山弘美（関東学院大学）、二階堂裕子（ノートルダム清心女子大学）
報 告	原田峻（立教大学）NPO 法が地域社会にもたらしたもの ー『ロビイングの政治社会学』と地域社会学の接点を中心にー
連続企画	コロナ禍の中の地域社会学の研究実践と教育実践・その 1 調査実習をめぐって

NPO 法が地域社会にもたらしたもの —『ロビイングの政治社会学』と地域社会学の接点を中心に—

原田 峻

1. はじめに

2021 年 12 月の研究例会にて、拙著『ロビイングの政治社会学』（原田 2020）について報告の機会をいただいた。筆者の研究の出発点は地域社会学であり、卒業論文では地域開発、修士論文では住民運動をテーマとしていたが（原田 2010）、紆余曲折を経て、博士論文は NPO 法制定・改正をめぐるロビイングをテーマとした。並行して取り組んだ広域避難者支援の研究（西城戸・原田 2019）については本学会で何度か報告の機会をいただきつつ、中央政治を扱った NPO 法の研究は本学会のテーマから逸脱してしまった気がして、報告を控えてきた。そのため今回の機会は、博士論文を元にした拙著について本学会員の方々に初めてご紹介する、いわば原点回帰の機会となった。

報告当日は必ずしも議論を十分に盛り上げることはできなかったが、3 名の方から質問・コメントをいただいた。本稿では当日の報告内容に沿って、拙著の概要と、拙著と地域社会学の接点をまとめつつ、当日のコメントについて補足しておきたい。

2. 『ロビイングの政治社会学』の概要

近年、狭義の利益団体に限定されない市民団体のロビイング（アドボカシー）が活性化し、これらの活動は、潜在的な社会問題に対していかに公論を形成して社会を変えていくかという政治参加のあり方を提起している。その中で拙著が着目したのが、特定非営利活動促進法（NPO 法）である。1998 年に制定・施行された同法によって、福祉・教育・まちづくり・文化・環境・国際協力などの分野で市民団体が法人格を簡易に取得できるようになった。また、2001 年には税制優遇の「認定 NPO 法人制度」が制定され、当初は認定基準などに問題があったものの、2011 年に抜本的に改正された。そして、NPO 法のもう 1 つの特徴として、法制定からその後の改正に至る一連の過程の背後に数多くの市民団体のロビイングが存在しており、中でも「シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会」（シーズ）という立法運動に特化した団体を登場させたことがある。NPO 法は、法律の内容面だけでなく、その制定・改正過程という手続き面でも、市民参加のあり方を問うものであった。にもかかわらず、ロビイングについての政治学の研究では市民団体が軽視され、社会学の研究では政策過程がブラックボックスとして扱われてきた。また、NPO に関する研究では NPO 法の存在を自明視する傾向にあった。それに対して拙著では、政治学と社会学を架橋しながら、NPO 法をめぐる 20 年以上の政策過程と社会運動の動的な相互作用を描くことを目指した。

研究方法として、NPO 法制定・改正に関与した国会議員・国会関係者・経済界関係者・市民団体関係者にインタビューを実施した。また、「NPO 法制度の制定過程の記録保存と編

纂」事業の一環として収集・整理したシーズ事務所・堂本暁子事務所の所蔵資料や、その他の関連資料などを使用した。

分析枠組みとしては、政策過程論におけるアドボカシー連合論と、社会運動論における政治過程アプローチ（政治的機会論）および運動の連携・戦略・帰結の議論を組み合わせ、独自の枠組みを構築した（図1）。この図に沿って、第Ⅰ部では1990年代初頭から1998年のNPO法制定まで、第Ⅱ部では1998年から2011年のNPO法改正・新寄付税制成立まで、さらに第10章では2016年のNPO法改正を対象にし、運動の形成過程、政治と運動および運動内部のせめぎ合い、運動のロビイングの戦略、これらの政策的帰結を明らかにした。最後に終章で、ロビイングがもたらした帰結について、NPO法というイシューについての帰結と、運動についての帰結に分けて改めて考察し、本書の結論を述べた。

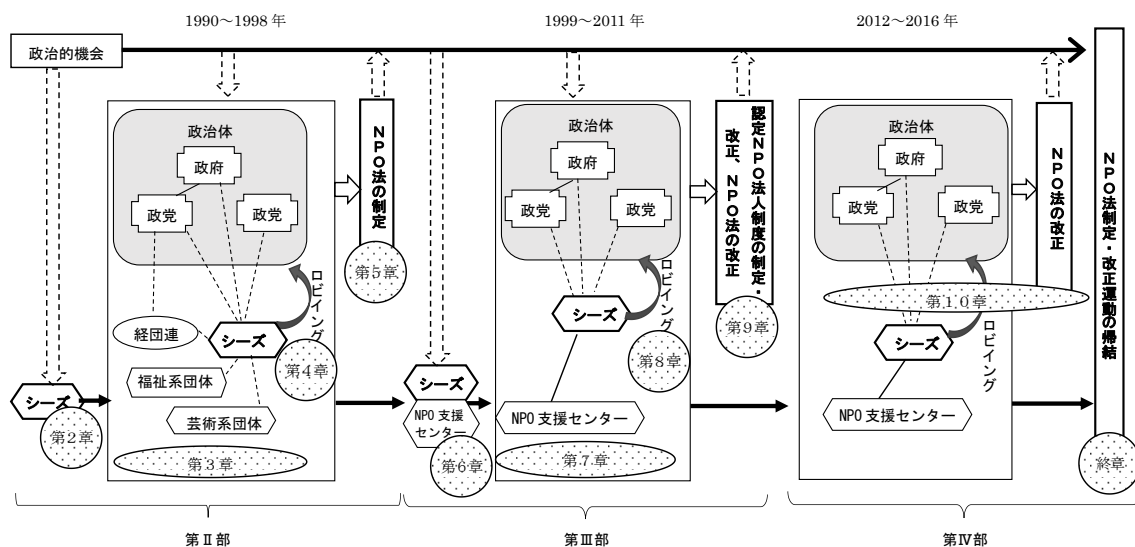


図1 『ロビイングの政治社会学』の分析枠組みと章構成

出典：原田（2020）、40 ページを改変

本書の主な知見として、まず、NPO法のロビイングを可能にした運動間および運動と政治の関係性が挙げられる。そもそもシーズは21団体の連合体として発足しており、その背景として、1980年代からの市民活動の社会的紐帯と、米英に倣った非営利法人制度という理念の共有があった。また、NPO法制定期にはシーズのほかに、福祉系団体、文化・芸術系団体のグループがあり、争点をめぐり障壁もあったが、与党法案提出を受けて分野間の連携を形成した。NPO法改正期には連絡会を媒介に、シーズと日本NPOセンター、および各地のNPO支援センターによる地域間の連携を形成した。運動と政治の関係性として、NPO法制定期は主に社民党・さきがけと民主党、NPO法改正期は主に各党のNPO委員会、超党派のNPO議員連盟および民主党政権が同盟者になっていた。

次に、シーズなどの市民団体はインサイド戦略とアウトサイド戦略を駆使し、局面ごとに多様な戦略を組み合わせ、政策を実現させた。その要因として、特定の政党ではなく常に超党派と交渉し、論点を現実的に調整したこと。毎年欠かさず要望行動を行い、議員との関係性を持続して、正統性を獲得したこと。実態調査や海外視察などを通じて専門的知

識を獲得し、議員に対して知識を提供することで、さらに正統性を獲得したこと、などが挙げられる。

なおこの点に関して、地域社会学会奨励賞の「授賞刊行物の講評」にて以下のコメントをいただいていた。

本書のオリジナリティは、社会学において社会運動団体のロビイングという新たな領域を切り開いたという点に求められる。ただ、別の説明もあるうるのではないかという疑問もないわけではない。たとえば、NPO 法の成立について、自社さきがけ連立政権という政治環境に阪神淡路大震災が重なったというイレギュラーな社会環境が社会運動団体の連携、およびその連携と政治的アクターの協力関係を偶発的に成立させたという側面が強いのであって、ロビイングという要素は副次的な役割を果たしたに過ぎないのではないか——このようなありうべき反論への目配りがあれば、さらに説得力が増したと思われる。（「地域社会学会会報 No. 220」（2021 年 4 月 10 日）17 頁）

この点にリプライすると、たしかにシーズなどのロビイングがなくても、阪神・淡路大震災や自社さ政権・民主党政権などの政治的社会的条件のもと、NPO 法が成立・改正された可能性も否定できない。他方でシーズなどのロビイングが、NPO 法制定・改正の多くの局面において、各党の賛同を促し、反対派の抵抗をある程度抑えることに寄与した。また、NPO 法の条文の端々には、シーズ・連絡会の要望が反映されている。NPO 法制定における情報公開の導入や、「低廉性」要件の削除、2011 年法改正における絶対値基準や NPO 法人会計基準の採用、などがその例である。議会制民主主義の機能不全と言われるなかで、単に要望を出すだけでなく、政治を動かす主体としての社会運動と位置付けることができる。

3. 『ロビイングの政治社会学』と地域社会学の接点から

拙著は以上のように中央政治を対象にした研究であるものの、以下 4 点において、地域社会学と接点を持っているように思う。そこから何が示唆されるのか、順に提起してみたい。

3.1 住民運動論から（へ）の示唆

上記の通り社会学では政策過程がブラックボックスとして扱われる傾向にあるが、その例外が、地域社会における政治と運動、あるいは構造と主体の相互作用を描いてきた住民運動論である。そのため拙著では、分析枠組みとして社会運動論と政策過程論に直接的に依拠しつつ（図 1）、これらの枠組みを組み合わせる際に住民運動論を念頭に置いていた。具体的には、松原・似田貝編（1976）の「住民運動展開過程図」「住民運動をめぐる組織関連図」と、町村（1985）の「社会運動の構造＝主体連関モデル」である。その意味で拙著は、住民運動論を国政レベルに応用した試みでもあった。

ここで筆者の関心は、中央政治を経由した本書の枠組みを、住民運動と地方政治の研究に還元できるかどうか、である。もちろん中央政治と地方政治では意思決定過程などに差異があるが、そういった点を精緻化することで適用可能な枠組みを作れるのではないか。地方政治を専門とする会員の方々と、今後議論できれば幸いである。

3.2 地域社会学における「NPO」の捉え直し

本研究は、地域社会学で「NPO」を捉え直す一助となることも目指していた。具体的には以下2点の論点を挙げる事ができる。

1 点目に、地域社会学においても「新しい主体」として NPO（法人）に注目が集まったことがあった。例えば田中重好は、公共性の問い直しの1つの論点として、「国家や地方政府以外の『新たな公共性』を創造しうる組織、そうして創造された『新たな公共性』の担い手となりうる組織、さらにそうした組織の新たな運営方法（たとえば、非営利という方法）が登場してきた」ことを挙げる（田中 2010: 133-134）。黒田由彦もまた、「開発の時代が終焉して土建国家が批判にさらされ、他方でボランティアや NPO のような公益を担う民間非営利・非政府組織が登場すると、複数の主体の協働による新しい公共性の創出というテーマが浮上」したことを指摘している（黒田 2013: 36）。筆者もこうした問題意識を共有するが、他方で NPO 法施行から既に 23 年が経過し、2000 年代にはソーシャルビジネスの隆盛や公益法人制度改革（2008 年）による一般社団法人の登場などもあり、NPO を「新しい主体」として位置づけることはもはや困難になっている。それでは、「新しさ」以外で NPO にどのような特徴があるのか。この点を念頭に NPO 法の制定・改正過程を辿ると、同法に埋め込まれた NPO 法人の特質として、参加、公開、行政からの介入への抵抗、などを挙げる事ができる（原田 近刊）。今後は「新しい」主体といった概念にとらわれずに、個々の NPO 法人の実践の中から、地域社会における主体性を捉え直していく必要があるだろう。

2 点目として、地域社会学においても、NPO や市民活動団体の「アドボカシー」が着目されたことがあった。例えば西山志保は、阪神・淡路大震災後の「国家や行政に対する政策提言や権利擁護を中心としたアドボカシー活動」として、被災者生活再建支援法の制定、NPO 法の制定、「市民がつくる復興計画」の策定の3つを事例に挙げながら、「ボランティアや NPO/NGO などの市民活動が、被災者の人間らしく生きる権利保障を国家や行政に対して要求し、市民が自らの意志で活動するための法律整備を求める提案や提言の動き」（西山 2010: 228）としてまとめている。筆者もまたロビイングやアドボカシーの重要性を踏まえて研究対象に設定したが、他方で上述のように、社会学ではアドボカシーを実施した後の政策過程がブラックボックスになる傾向にあった。地域社会学においても、アドボカシーを自己目的的に捉えるのではなく、それによって政策過程がどう変化した／しなかったのかを分析する必要があるのではないだろうか。

3.3 NPO 法のロビイングに見る、NPO の中央－地方関係

NPO 法制定・改正のロビイングは東京の NPO が国会周辺で実施したのみならず、全国の NPO も参加しており、拙著では地方からの関与も射程に入れるよう心掛けた。とりわけ NPO 法改正期には、シーズ、日本 NPO センター、各地の NPO 支援センターによる「NPO/NGO に関する税・法人制度改革連絡会」を介して、運動の中央－地方連携が展開した。その機能として、全国的な世論喚起や署名活動において、各地域の NPO を中央の立法運動へと「集団丸ごと加入」したこと。各地域の集会には地元選出の国会議員を招き、要望を直接伝えるアジェンダ・セッティングの機能を持ったこと。中央から地方への、進行している立法運動に関する知識の伝播、が挙げられる。

他方で、立法の執り行われる中央と、NPO 法人制度の運用にあたる地方とで、認識の違いもあった。加えて、運動の過程で経路依存的に中央の団体が強くなり、寡頭制が進行すると同時に、中央の団体の過重負担も発生していた。

このように、NPO 法制定・改正を通して、NPO の複雑な中央－地方関係が浮かび上がった。統治機構における中央政府－地方政府の関係は政治学の古典的テーマとなってきたが、市民社会における中央－地方関係は、地域社会学の研究対象になり得るのではないか。ただし、拙著でもこの点を十分に描けたわけではなく、長谷川公一氏による書評で以下の指摘を受けている。

ただしシーズに焦点をあてているために、地域からの動きは、付随的・東京追隨的なものとして、第7章6・7節で触れられているにとどまる。……こうした地方での実践から東京へという、NPO に特徴的なもう一方の流れが本書で等閑視されているのは、きわめて残念である。（『書齋の窓』673における長谷川公一氏の書評より）

こうした地方からの実践を明らかにすることは、今後の課題として取り組みたい。

3.4 NPO 法から地域社会への帰結

拙著ではNPO 法制定・改正の構造的帰結についても考察したが、そのうちの1つの論点が、地域社会への帰結である。本稿執筆時点における、都道府県ごとのNPO 法人・認定NPO 法人の数は、表1の通りである。

ここからは、NPO 法人・認定NPO 法人は全国に登場しているものの、東京一極集中の傾向は強く、地域ごとにばらつきがあることがわかる。NPO 法人数は、東京都が圧倒的に多く、次いで神奈川県、大阪府、兵庫県、北海道という分布であり、逆に少ないのは福井県、島根県、鳥取県、高知県、秋田県である。人口比で見ても東京都が圧倒的に多く、次いで山梨県、鳥取県、逆に少ないのは愛知県、広島県、埼玉県となっている。認定NPO 法人も東京都が圧倒的に多く、次いで神奈川県、大阪府となっている。2011年までは認定NPO 法人の「空白県」がいくつかあったのが、今ではすべての県に存在しているものの、過半数の県が10団体以下である。

ただし、2011年のNPO 法改正では、地方分権化と軌を一にした制度変更が実現し、自治体独自の条例個別指定制度などを打ち出せるようになった。このことは、「土木＝福祉国家から一律に成長果実の配分を得るという護送船団方式の崩壊にさらされ、諸変数のまだら模様をともなって展開している」現在の地域社会において、『まだら模様』的な状況を積極的に受容して競争・自立していける自治体と、そうでない自治体の格差も広がっている」と同じように（中澤 2007: 194-195）、地域ごとにNPO の「まだら模様」が進展していく可能性を意味している。NPO 法制度・認定NPO 法人制度がもたらした帰結に関して、地域ごとの比較分析が必要だろう。

表 1 2021 年 11 月時点における、都道府県ごとの NPO 法人・認定 NPO 法人数

	NPO法人数 (1万人当たり)	認定NPO 法人数		NPO法人数 (1万人当たり)	認定NPO 法人数
北海道(札幌市含む)	2,163 (4.1)	31	滋賀県	588 (4.2)	26
青森県	407 (3.3)	4	京都府(京都市含む)	1,346 (5.2)	36
岩手県	479 (4.0)	18	大阪府(大阪市、堺市含む)	3,480 (3.9)	52
宮城県(仙台市含む)	817 (3.5)	23	兵庫県(神戸市含む)	2,186 (4.0)	43
秋田県	351 (3.7)	2	奈良県	513 (3.9)	1
山形県	434 (4.1)	7	和歌山県	384 (4.2)	6
福島県	932 (5.1)	19	鳥取県	303 (5.5)	6
茨城県	860 (3.0)	14	島根県	285 (4.2)	6
栃木県	627 (3.2)	13	岡山県(岡山市含む)	752 (4.0)	17
群馬県	802 (4.1)	13	広島県(広島市含む)	788 (2.8)	12
埼玉県(さいたま市含む)	2,149 (2.9)	42	山口県	427 (3.2)	9
千葉県(千葉市含む)	1,981 (3.2)	37	徳島県	362 (5.0)	7
東京都	9,152 (6.5)	298	香川県	393 (4.1)	6
神奈川県(横浜市、川崎市、相模原市含む)	3,589 (3.9)	116	愛媛県	497 (3.7)	7
新潟県(新潟市含む)	723 (3.3)	14	高知県	338 (4.9)	8
富山県	381 (3.7)	4	福岡県(北九州市、福岡市含む)	1,710 (3.3)	26
石川県	372 (3.3)	10	佐賀県	382 (4.7)	12
福井県	249 (3.2)	3	長崎県	508 (3.9)	11
山梨県	475 (5.9)	9	熊本県(熊本市含む)	747 (4.3)	8
長野県	981 (4.8)	13	大分県	461 (4.1)	6
岐阜県	748 (3.8)	10	宮崎県	440 (4.1)	3
静岡県(静岡市、浜松市含む)	1,244 (3.4)	28	鹿児島県	862 (5.4)	3
愛知県(名古屋含む)	1,990 (2.6)	51	沖縄県	477 (3.3)	6
三重県	749 (4.2)	6	計	50,884 (4.0)	1,102

注：所轄庁ごとの NPO 法人・認定 NPO 法人数は内閣府が 2021 年 11 月末時点で集計したもの、都道府県人口は令和 2 年国勢調査による 2020 年 10 月 1 日時点のもの。認定 NPO 法人数には特例認定 NPO 法人を含む。

出典：内閣府 NPO ホームページ・総務省統計局ホームページを元に筆者作成。

4. 例会当日の議論と、今後に向けて

上述のような筆者の報告に対して、小山弘美会員、清水亮会員、玉野和志会員からいくつか質問・コメントをいただいた。いずれも重要な論点であり、紙幅の都合ですべてを記載できないが、3 氏からのコメントで共通していたのは、NPO 法で目指されていた理想とその後の現実との乖離をどう理解するか、であった。具体的には、地域に現場をもつ団体から福祉系の団体へと中心が移ったことや、ソーシャルビジネスや社団法人が増えて NPO 法人自体が力を弱めたこと、阪神・淡路大震災では市民社会の興隆が謳われながら東日本大震災では一部の NPO に資金が集中して配分の政治になったこと、などである。

これについては仁平典宏が指摘するように、ネオリベリズムの進展のもと、「参加型市民社会が、経営的合理性に主導される〈政府／市場／市民社会〉の不分明地帯へと転位され」、「敵対性＝〈運動〉の封殺」が進むことになったことが 1 つに挙げられるだろう（仁平 2011: 406-7）。加えて筆者の研究からは、以下のような点が示唆される。NPO 法をなぜ作るのかという本質的な議論をしていた最中に阪神・淡路大震災が発生し、立法の技術論に移ってしまったこと。「市民活動促進法案」が「特定非営利活動促進法」と名前を変え、「特定非営利活動法人」として定着していったこと。NPO 法制定後の改正の議論が税制優遇にほぼ収斂し、その実現に 10 年間に要したために、それ以外の争点が置き去りになったこと。当初の想定よりも急激に NPO 法人が増加して、NPO 法の理念を伝えるための中間支

援組織や市民教育が追い付かなかったこと、などである。これらは拙著で十分展開できなかった論点であり、NPO 法が地域社会に何をもたらしたのか、引き続き解明していきたい。

なお、筆者が報告の最後で、「地域社会学者としてのアイデンティティに戻って、上記の論点を発展させていくことが、今後の目標」だと述べたことに対して、玉野会員から「アイデンティティにこだわらなくて良いのでは」とご指摘いただいた。たしかに筆者は、この点でやや自縄自縛になっていたかもしれない。今回の報告での原点回帰を経て、また新たな研究に挑戦していきたい所存であり、会員の皆様に今後ともご指導いただければ幸いである。

文献

- 原田峻, 2010, 「『住民運動』と『市民活動』の連続性をめぐって——垂水区団地スポーツ協会の事例から」『ソシオロギス』34: 125-148.
- , 2020, 『ロビイングの政治社会学——NPO 法制定・改正をめぐる政策過程と社会運動』有斐閣.
- , 近刊, 「NPO の歴史的位置——NPO 法制定・改正過程における主体性の変遷に着目して」, 出口剛司・武田俊輔編『社会の解読力 文化編』新曜社.
- 長谷川公一, 2021, 「書評 ロビイングの政治社会学: NPO 法制定・改正をめぐる政策過程と社会運動」『書斎の窓』673: 47-51.
- 黒田由彦, 2013, 『ローカリティの社会学——ネットワーク・集団・組織と行政』ハーベスト社.
- 町村敬志, 1985, 「都市社会運動における構造と主体——社会運動のロマンティズムをこえて」, 『思想』737: 158-175.
- 松原治郎・似田貝香門編, 1976, 『住民運動の論理』学陽書房.
- 中澤秀雄, 2007, 「地方自治体『構造分析』の系譜と課題——『構造』のすき間から多様化する地域」蓮見音彦編『講座社会学3 村落と地域』東京大学出版会, 169-205.
- 仁平典宏, 2011, 「『ボランティア』の誕生と終焉——〈贈与のパラドックス〉の知識社会学」名古屋大学出版会.
- 西城戸誠・原田峻, 2019, 『避難と支援——埼玉県における広域避難者支援のローカルガバナンス』新泉社.
- 西山志保, 2010, 『改訂版 ボランティア活動の論理——ボランティアリズムとサブシステム』東信堂.
- 田中重好, 2010, 『地域から生まれる公共性——公共性と共同性の交点』ミネルヴァ書房.

コロナ禍の中の地域社会学の研究実践と教育実践

—— (1) 調査実習をめぐって ——

山口 博史・丸山 真央

1. 企画の趣旨とねらい

本稿は、地域社会学会 2021 年度第 3 回研究例会（2021 年 12 月 4 日、Zoom によるオンライン開催）の中で開催した連続企画「コロナ禍の中の地域社会学の研究実践と教育実践」（全 2 回）の第 1 回、「その 1 調査実習をめぐって」の記録である。本節では、企画の趣旨とねらいを述べ、そのうえで、次節では、「その 1」の中での話題提供の内容を紹介する。

まずこの連続企画を設けることにした経緯を述べておく。今期の研究委員会は「新型コロナ禍の中で地域社会学は何を問うのか」を共通テーマとして研究例会や大会シンポジウムを企画してきたが、本稿で報告する連続企画「コロナ禍の中の地域社会学の研究実践と教育実践」はその一環に位置づけられる。

2020 年初頭以来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、研究活動あるいは教育活動において大きくびきとなっていると感じている本学会員は少なくないと思われる。実際、2021 年 5 月にオンラインで開催された第 46 回大会では、自由報告部会 2-2「災害、パンデミック」の中で、有末賢会員が「Zoom やオンラインの質的調査、インタビュー調査で、どのようにして相手の本音を引き出すか、若い会員からぜひ聞いてみたい」と問題提起し、各報告者から経験や意見が出された。

筆者もコロナ禍によって調査地に出かけられなくなった一人であり、オンラインでの調査の可能性や代替策について意見や情報を交換する場が欲しいと考えていたところだった。今期研究委員長として報告する機会を得た 2020 年度第 1 回研究例会の報告論文では、海外のリージョナル・スタディーズの研究者の指摘を引きながら、次のように述べていた。

『新型コロナが都市・地域研究者の研究プロセスにもたらす影響は長く尾を引くだろう。リージョナル・スタディーズの多くの研究は、一部であれ全てであれ、ある場所に住み働く人びとに直接関わる方法とアプローチを含んでいる。[中略] インタビュー、現地訪問、フィールドワーク、あらゆることが都市封鎖と隔離の開始とともに一時停止させられてしまった』（Baily et al. 2020: 1169）。ではどうするか。『ひとつの代替策は、安全な距離で収集されたデータセットに依拠したり、コロナ禍以前に測定されたものを分析したりする量的研究に移行することである』（ibid.: 1169）。

こうした指摘を俟つまでもなく、多くの会員がこの 1 年間、研究手法について悩み、試行錯誤を重ねてきたことだろう。ネット調査と二次分析だけが代替策ではないだろうし、多様な（混合的な）方法が許容されてきた（地域）社会学の強みが発揮されるところでもある。本学会がそうした経験や情報を共有する場となることが、今改めて必要であるとも感じている。」（丸山 2021 : 8）

そうしたこともあって、2021 年度に入ってから研究委員会の中で、コロナ禍における地域社会学の調査・研究の困難について「経験や情報を共有する場」が作れないかとの問題提起をした。議論をする中で、研究活動だけでなく、大学等で授業を受け持つ会員、とくに「社会調査実習」等を担当している会員が教育活動の面でも制約を受けているとの指摘があった。そこで研究例会の中で「研究実践」と「教育実践」に分けて 2 回の連続企画を設けることにした。（「その 2 フィールド調査をめぐって」は第 4 回研究例会（2022 年 2 月 5 日（土））で実施予定）

いずれも、まず 1～2 名から 15 分程度で話題提供をしてもらい、その後、全体で議論するという構成にした。通常の「報告」ではなく「話題提供」としたのは、できるだけ全体での議論に時間を割きたいと考えたためである。話題提供は、研究委員のほか、若手の研究者にも依頼した。「若手」としたのは、学位論文や投稿論文の執筆のための調査が制約されてその後のキャリアに影響されるなど、研究活動の制約から受ける影響が中堅以上の研究者に比べて大きいと考えたからである。

依頼の際、提供してもらおう話題（「その 1」であれば「調査実習」等、「その 2」であれば調査活動等）は、必ずしもベスト・プラクティスを求めるものではない、と付け加えた（実際には、「その 1」での話題提供は、ベスト・プラクティスといいうる質の高い教育実践だったが）。むしろ研究・教育の困難を率直に語ってもらうことで、例会参加者の中から有益なアドバイスが提案され、議論が活性化することを期待した。

以上のねらいから、「コロナ禍の中の地域社会学の研究実践と教育実践 その 1——調査実習をめぐって」を開催した。次節では、当日の話題提供の概略を紹介する。（当日の議論については、本号所収の批評論文を参照されたい）

2. コロナ禍での実習とフィールドワーク

コロナ禍は高等教育にも影響をおよぼしている。遠隔授業、オンライン授業などは目につきやすい影響のひとつであろう¹⁾。筆者は、遠隔授業で相応の成果を見込むことは可能と考えている。しかし、学生間の、もしくは学生と教員との対話機会をどう確保するかについては深く考える必要を感じてきた。対話と学習には深い関係があることはしばしば指摘されていることでもある（大田 2014: 221-222）。対話機会が減少することで、学生間の相互作用や他の学生の取り組みを模倣しながら学んでいく機会が損なわれるのではないか、という危惧は十分理由のあることといえるのではなかろうか。本節では、実習やフィールドワークに関わる授業での筆者自身の試みを中心に紹介しながら、コロナ禍でのフィールドワークと実習のありかたについて考えてみたい。

2.1 実習、フィールドワークに取り組むにあたって

新型コロナ感染症の拡大以来、近接して会話することに多かれ少なかれブレーキがかかっている。ただし、前節で丸山が述べているとおり、ドキュメント分析や既存統計の再分析ないし二次分析などについては、これらの困難は生じにくい。また、1 対 1 の聞き取りそのものについては電話あるいは最新のテクノロジー活用、観察調査では必要な距離をとることで、以前とまったく同様というわけにはいかないが実施可能になる余地はあるてい

どあるだろう。それでは、社会調査やフィールドワークの実習と関わる授業で、コロナ禍によっていかなる点に困難が生じるだろうか。筆者は、困難が如実に表れるのが学生、教員間のコミュニケーションが必要な状況ではないかとみている。

社会調査やフィールドワークに関わる実習関係の授業では、実際に調査を行ったり、フィールドに出たりする前に、学生間や教員と学生の間で議論を行なう必要がある。新型コロナウイルス感染症対策において、集合してのミーティングに規制がかかることが少なくない。そのため問題設定や調査手法についての時間をかけた丁寧なディスカッションに支障が生じがちといえよう。

なお、ディスカッションに関して Zoom 等の遠隔通話ソフトウェアを用いれば可能ではないか、という意見をしばしば耳にする。この点について、筆者は Zoom による議論が持つ難点として、一度にひとりしか発言できない点を指摘したことがある（山口 2021: 15）。Zoom による議論では、実際に向かい合って話しているときと比べ、同時に複数人で話をする際の内容の理解に少なからず支障が生じる²⁾。またさまざまな意味での「話しづらさ」があることは明らかなように思われる。実習に限らずオンライン授業ないし遠隔コミュニケーション一般に関するこれら諸問題についてどのような工夫が考えられるだろうか。筆者がこの間試みたことを記しておきたい。

筆者の試みのひとつは、実習も含めて授業に反転学習を意識的に組み込むようなデザイン（中村・パイク 2021: 110-121）を行なったことである。具体的には学習管理システム³⁾（Learning Management System、以下 LMS）での課題提示を行なったうえで、成果物や、受講者から出されたアイデアに関して徹底的に添削あるいは寸評を行なうようにした⁴⁾。これは一種のテキストベースでの対話ともいえる。テキストベースの対話では多くの声に素早く同時に対応することはできないが、ひとつひとつの声にしっかり向き合うことが可能である。このためには膨大な時間がもちろん必要である。とはいえ、現在まで多くの授業で継続してこの試みを行なってきた⁵⁾。

この方法をさらに発展させ、音声通話ソフトウェアとテキストベースのやりとりを組み合わせるといこともある。この場合、テキストベースのやりとりを行ないつつ、必要時には瞬時に複数人での音声通話に移行することが求められる。このためには、LMS と Zoom というよく用いられる組み合わせのほか、LINE、Google Meet、MS Teams、Discord、（テキストによるやりとりが主体となるものの）Slack などについて各々のソフトウェアの特性に注意しながら用いていく可能性を考えたい。どの手段を採用するにせよ、日進月歩のテクノロジーについて常に学習し続けることが大切だろう。

こうしたサポートを行ない、受講者それぞれが自分の意見を出しやすいよう導いたうえで、オンライン授業とオンラインのディスカッションを行なうようにした。グループワークの成果物に関しては、個別に添削や寸評を加えつつ、次回以降の課題につなげられるよう、また実際にフィールドに出るときの準備につなげられるような添削・寸評のありかたを心がけた。

2.2 コミュニケーションの不自由さ

こうしたサポートを行なっても、教員も含め初対面の者同士がインターネット上で突っ込んだ話をするにあたっては、「意見を出しづらい」、「話しづらい」と感じる受講生がいる

ようにも見受けられた⁶⁾。筆者はこの点の克服をいくつかの点から試みた。

第一に、オンライン授業が空間から解放されていることを積極的に利用するようにした。具体的には、グループワークをとまなう比較的大人数の授業では、授業開始の5～10分前程度から、オンライン授業にはつきもののトラブルが生じないように、機材チェックを兼ねて、軽い話題（季節の話題、筆者の最近の経験、趣味の楽器などの話題）をオンラインで話し始めるということを行なった。オンサイト授業では他の授業とバッティングしてしまうため、これは不可能である。機材チェック作業がもたらした思いがけないこととして、授業前から受講生が集まり、時間がきたら「(オンライン) 授業を受ける態勢に入る」ないしは、1（教員）対多（受講者）ではあるが、一種のラポール形成に近い効果が授業でも得られることがわかった。この過程を経ることで、完全ではないものの、受講者の話しづらさや意見の出しにくさというものが（いくぶん）軽減されたようにも感じるが、どうだろうか。

こうしたサポートを行なっても、実情としては他の受講者の前で発言したり、顕名でチャットを通じて意見を言ったりすることに抵抗のある受講者は少なからずいる。そこで、「コメントスクリーン」⁷⁾というソフトウェアを用いながら授業を行なうことを最近では試みている。コメントスクリーンでは学生は匿名で教員にコメントを投げかけることができ、また教員はそのコメントが流れるさまを画面共有ですべての受講者に見せることができる。このソフトウェアを用いることで音声通話ソフトウェアの問題（事実上、同時にひとりしか話せないこと）を補うことができる可能性がある。またコメントスクリーンを受講者が使い慣れてさえいれば遠隔グループワーク時にも活用可能であろう。

2.3 実際の取り組みと今後の課題

昨年度後期に実際にフィールドに出た際（2020年度『ボランティア実践』）には、以上のような工夫を行ないながら（コメントスクリーンは導入していなかったものの）、授業を進めていった。授業内でのグループディスカッションの成果に教員が添削・寸評を行なうことで、実習までの授業内容理解から実習に関わる問題意識涵養に導いていった。また所属機関の感染対策を遵守しながら現地に赴いて実習を行なった⁸⁾。その際、大学側の状況（および現地入りに際して大学から学生に求められている条件）についてはウェブサイトで公開されている情報を共有しながら現地側に丁寧に説明するようにし、理解を得るよう努めた。また、成果の中間報告（所属機関の基準と現地の降雪により、遠隔会合となった）にあたっては、現地とZoomをつなぎ、学生の成果物を現地と遠隔で共有する試みも行なった。

また、2021年度10月に筆者が行なった「ドローン講習会」では、ソーシャルディスタンスの確保のためマイク設備のない広い場所でも指示を出せるようハンドマイクを利用して講習の進行を行なった。また2021年10月後半からは、所属機関の基準でもオンサイト授業に届け出が必要なくなったことから、教室での授業を行なうことが可能になった（2022年1月17日現在再び遠隔のみ）。ソーシャルディスタンス確保（距離確保のため空いている2つの教室を使用）と感染防止対策を重視しながら、社会調査に臨むためのミーティングを指導した。

現在の状況に臨んで考えていることは、オンライン授業で得た数えきれないノウハウを

オンサイト授業に還元していくことについてである。特にコメントスクリーンの活用は授業での「質問の時間」という区切り自体を消滅させる可能性が考えられる。活用のタイミングを検討することは必要だが、相当なポテンシャルがあるツールであるとみられる。

以上、遠隔授業とそこへのテクノロジーの導入⁹⁾に関する試みをまとめた。これは授業での受講者間の対話促進の工夫を行ないながらの導入をめざすものであり、現地と受講者をつなぐツールとしてのものであった。なお、状況は時により急速に変化する。今回は紙幅の関係上深く論じられなかったが、感染状況に合わせて臨機応変な手法がとれるよう、実習やフィールドワークの問題設定に対する調査の手法を複数想定しておき、幅広い状況への対応を見越しておくべきではないかと考えているところである。また遠隔授業で大学の雰囲気を感じづらい層が、大学の授業をできるだけ違和感なく受けられるようにするため、教員側で高校教科書や学習指導要領などをいっそう深く理解しておくことなど、なお可能なことは少なくない。

注

- 1) 2020 年 9 月 23 日朝日新聞朝刊、8 面『どう思いますか オンライン授業』（聞蔵Ⅱビジュアル、2021 年 12 月 14 日取得）。また、遠隔授業に関する文部科学省の調査では「全体的な満足度としては、不満に感じる割合より満足に感じる割合の方が多い」（文部科学省 2021: 7）とされてはいるものの、同時に、オンライン授業の悪かった点として「友人と受けられない、レポート等の課題が多い、質問等双方向のやりとりの機会が少ない、対面授業より理解しにくいなどが多く回答された」（文部科学省 2021: 7）という見解が示されている。
- 2) 現状では Zoom では各人の音声バランスの調整（ミキシング）が参加者の意図とは関係なく行なわれていることが一因ではないか、と筆者自身はみている。
- 3) 具体的には Moodle、manaba、Google Classroom などのプラットフォームソフトウェアのことである。
- 4) この添削・寸評の事例と後段の「コメントスクリーン」の活用事例は拙稿（山口 2021）および徳島大学「授業について考えるランチセミナー」（2021 年 10 月 21 日開催）で講演した内容を受けつつ実習やフィールドワーク関係の授業での試みに合わせて内容を発展させたものである。
- 5) もちろん、ひとりの人間が担当可能な人数には限界があるだろう。添削・寸評を行なう際の支援ソフトウェアなど、この点に関するテクノロジー開発を期待したいところである。
- 6) オンサイト授業も含め、この話しづらさを乗り越えていくことが大切という見方には筆者も同意する。ただ、話しづらさや意見の出しづらさが邪魔をして話し合いにうまく参加できないのでは、受講の意味が減じる。筆者が行なった試みは、話しづらさを前にして逡巡する受講生を盛り立てることで、より積極的に授業に関わることへの抵抗を軽減することを意図するものである。
- 7) コメントスクリーンは次の URL からダウンロードできる (<https://commentscreen.com/>)。
- 8) 大学最寄りの駅から鉄道（1 時間）および手配のバスで 15 分程度の距離であった。
- 9) 情報テクノロジーの無軌道な活用はともすれば思いがけない問題をもたらすのではないかという危惧（村上 2021:21）は十分に理解できるものである。同時に、実習やフィー

ルドワークの目的をよりよく達成するためのテクノロジーに関しては、それが度を超えない範囲で、積極的にその活用可能性を探ってもよいのではなかろうか。

参考文献

- Bailey, David, et al., 2020, “Regions in a time of pandemic,” *Regional Studies*, 54(9): 1163-74.
- 丸山真央, 2021, 「新型コロナ禍の中で地域社会学は何を問うのか」『地域社会学会報』220: 5-9.
- 文部科学省, 2021, 『新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等の学生生活に関する調査等の結果について（令和3年5月25日）』文部科学省（2021年12月3日取得, https://www.mext.go.jp/content/20210526-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf）.
- 村上玄一, 2021, 『ZOOMに背を向けた大学教授：コロナ禍のオンライン授業』幻戯書房.
- 中村文子・ボブ・パイク, 2021, 『オンライン研修ハンドブック』日本能率協会マネジメントセンター.
- 大田堯, 2014, 『大田堯自撰集成4 ひとなる 教育を通しての人間研究』藤原書店.
- 山口博史, 2021, 「自由報告部会「1B 地域」印象記：オンライン学会と議論空間の複数化」『地域社会学会会報』219:15-16. (2021年12月14日取得, http://jarcs.sakura.ne.jp/main/newsletter/main/newsletter/jarcs_newsletter_219_web.pdf) .
- 山口博史, 2021, 「『地域交流研究 I』:『血の通った』テクノロジー活用と大学での遠隔教育のありかた」『地域交流研究年報』17: 37-38 (2022年1月17日取得, <https://www.tsuru.ac.jp/uploaded/attachment/2651.pdf>) .

（執筆分担：1節＝丸山、2節＝山口）

地域社会における NPO の役割

菅沼 若菜

1. 原田峻氏「NPO 法が地域社会にもたらしたもの——『ロビイングの政治社会学』と地域社会学の接点を中心に」

当日の報告は、原田峻会員の「NPO 法が地域社会にもたらしたもの——『ロビイングの政治社会学』と地域社会学の接点を中心に」であった。本報告は、「NPO 法制定・改正は誰にとっての『成功』だったのか。あるいは本当に『成功』だったのか」という問いにもとづき、NPO 法をめぐる 20 年以上の政策過程と社会運動の動態的な相互作用を明らかにすることを目的としたものである。

この問題提起に対する主な知見として、以下の点が述べられた。

- ①運動と政治の関係性に関して、NPO 法制定期には分野間の連携だったのが、NPO 法改正期には地域間の連携へと変わっていったこと。
- ②NPO 法制定期にシーズなどの市民団体が採用したロビイングの戦略は、マスコミを介した世論喚起等のアウトサイド戦略（間接的戦略）や、要望書の提出等のインサイド戦略（直接的戦略）の多様なものであった。
- ③シーズのロビイングの成功要因は、インサイド戦略とアウトサイド戦略を併用したことにあつた。

次に、著書『ロビイングの政治社会学』と地域社会学との接点として、以下の論点提起があつた。

- ①住民運動論からの示唆、②地域社会学における「NPO」の捉え直し、③NPO 法のロビイングに見る NPO の中央－地方関係、④NPO 法から地域社会への帰結

上記の論点のうち、②地域社会学における「NPO」の捉え直しについては、さらに「新しい主体」と「アドボカシーの担い手」という 2 つの論点について提起された。「新しい主体」については、「新たな公共性」の担い手となりうる組織として NPO が注目されたが、NPO 法から 22 年が経過し、「新しい主体」という言葉で NPO を位置づけることはもはや困難となっている。よって、個々の NPO 法人の実践の中から、地域社会における主体性を捉え直していく必要がある。また、「アドボカシーの担い手」については、政策提言やアドボカシーを実施した後の政策過程がブラックボックスになりがちであるため、政策提言やアドボカシーを自己目的的に捉えるのではなく、それによって政策過程がどう変化したのか、あるいはしなかったのかを分析する必要について述べられた。

報告に対する質疑応答では、主に以下の内容について議論がなされた。

NPO 法が制定されてからの 20 年間の変化として、NPO 自体が弱体化してきているのではないかという質問に対しては、市民参加の活発化という当初の前提が、その後の社会・経済の変化によって当初想定していたような NPO 法人が減っていったこと等がその理由として挙げられた。

まちづくり系 NPO と福祉系 NPO との関係に関する質問に対しては、当初は 1980 年代のネットワークが母体となって、まちづくり系 NPO が中心となっていたが、その後、現場の福祉ニーズが高まってきたこともあり、実際に法人格をとったのは福祉系 NPO が圧倒的に多くなったことが述べられた。これに対して、「地域＝福祉」というように政策が変化していったことから、地域の活動は福祉が中心になってきてしまっているため、中央政府に対するアドボカシー機能の重要性や、法律の制定への住民参加の必要性について改めて考える必要があることが述べられた。

NPO 法の制定によって市民社会が力を持ったのか、それとも行政の下請け化が加速しただけなのか。NPO 法制定から 20 年経てみると、中央から地方への金の流れの「配分の政治」を行うようになり、NPO 法制定時の当初の目的と現状に乖離が生じているのではないかという質問に対しては、寄付が制度化されなかったことで、行政からの委託金に依存するか、もしくはビジネスに転じるかの選択肢しか NPO になかったこと等がその理由として挙げられた。これに対して、何のためにこの活動をするのかという NPO 自体の理念の欠落と、理念を持って活動する NPO への支援という制度設計になっていないという本質論が置き去りにされている点が課題として挙げられた。

2. 地域社会における NPO—横浜黄金町

原田（2020）で「NPO 法人の例」の 1 つに挙げられている「NPO 法人黄金町エリアマネジメントセンター」であるが、筆者は横浜市中区の黄金町での調査の経験がある（菅沼 2019）。上記の質疑応答にもあった「行政の下請け化」という論点に関連して、地域社会における NPO の 1 例として、ここで取り上げてみたい。

黄金町は、かつて違法風俗業者が立ち並び、治安が悪化した場所を「アートのまち」として再生したまちである。この再生には、住民や行政、そして NPO 等が関わっており、この NPO が 2009 年 4 月に発足した「黄金町エリアマネジメントセンター」である。「黄金町エリアマネジメントセンター」の業務内容は、地域とアートが共存するまちづくりを中心に、黄金町に滞在するアーティストの支援や、「黄金町バザール」を中心としたアジアにおける文化芸術活動拠点の形成、またこうした業務以外にも横浜市から無償で借り受けた高架下の物件をアーティストに転貸する不動産マネジメント事業も行う等、一般的なまちづくり NPO とは少し性質の異なる NPO である。

この地区に対しては、「地域再生まちづくり事業」として横浜市の予算がついており、「黄金町エリアマネジメントセンター」も横浜市が創造都市政策を遂行する上での実施主体となっていることから、横浜市からの助成金によって運営されている。市からの多額の助成金が投入されていることもあってか、住民に対して行ったヒアリングからも「NPO は住民と行政のどちらの方向を向いているのか」といった声も聞かれた。こうした声以外にも、「黄金町はとりあえず再生したのだから、いつまでもこの地区にばかり税金が投入され続けるのはおかしい。他の地区にその分の税金を回してほしい」といった意見もあるという。創造都市政策の「文化芸術によるまちづくり」の実施主体としての NPO でもあるため、その立ち位置は難しいものがある。だが、住民から見ると行政の下請け組織として行政の政策を遂行しているだけにも映るのだろう。

確かに、黄金町にかつてのような治安の悪さはなくなった。しかし、「アートのまち」と

して根付いたネームバリューをこのまま維持していくのか、それとも商店が立ち並ぶ普通のまちに転換していくのか、今後のまちの方向性をめぐっては模索している様子であった。さらに、現在のコロナ禍において「アートのまち」として継続していけるのか、かつてのように治安が悪化する可能性といった新たな課題が生じる可能性も否めない。いずれにしても、NPO が行政の下請けのような立場である限り、この地域自体が行政に依存した場所にもなりかねない。そうならないためにも、NPO が住民の方向を向き、自立したまちづくりを支援する必要があるといえそうである。

3. 「新しい公共性」のゆくえ

NPO 法第 1 条には、「公益の増進に寄与すること」と「市民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展を促進すること」という NPO の 2 つの目的が記されている。この目的に依拠する NPO の役割には、「社会的課題の解決」と「社会的な価値の創出」の 2 つがあるが、行政と NPO の両者ともに前者に力点を置いており、「社会的な価値の創出」には目を向けていないという実態がある。行政は NPO の社会的課題を解決する力に期待しており、NPO も行政の財源を当てにしているために、行政の望む方向に目を向けてしまうことがその背景にあるという（椎野 2020）。それでは社会的課題の解決においては、行政と NPO との対等な協働関係が成り立っているかという点、実際には報告に対する議論にもあったように、「行政の下請け化」という課題が生じている。

田中（2008）によると、下請け化が起こった政策的背景には以下の点があるという。NPO を「行政の手の届かないサービスの担い手」とする流れや、雇用の受け皿化、そして NPO を「新たな公の担い手」とする流れによって下請け化が起こったが、これには行政側と NPO 側の双方に次のような問題がある。行政側には、行き過ぎた予算カットや、NPO をアマチュア集団と捉える傾向がある一方で、NPO 側には、力量の問題や行政からの業務委託への依存、そして雇用の問題がある。

2009 年の自民党から民主党への政権交代後、当時の民主党政権は『「新しい公共」宣言』を行い、今までの公共性とは異なる新しいかたちの公共性を前面に打ち出した。これが、「新しい公共性」である。1990 年代以降、新自由主義的な傾向が強まり、国家や地方自治体の財源不足による公共サービスの削減を代替する存在として NPO への期待が高まり、行政と NPO との協働という形態が生まれた。当初は行政と NPO が対等な関係で課題に取り組むはずだったが、20 年以上経った今では行政の下請けの存在になってしまったとしたら、NPO 法が成立した当初の目的とは随分乖離してしまったといえる。

コロナ禍にある現在、これまでよりもさらに厳しい財政状況に置かれている中で、税金の使途に対するわれわれの視線も厳しいものになっている。行政に対しては、本当に必要とところに税金が使われているか、NPO も行政からの業務委託や財源に依存していないか、そして本当に市民が必要とする活動を行っている NPO に財源が回っているか。われわれ市民の感覚と行政や NPO の方向性との間に乖離が生じないように、市民の意向を反映させていく必要がある。

NPO も行政の下請けに甘んじた存在ではなく、社会変革の担い手となって社会を変えていくためには、報告にもあったようにアドボカシー活動等における自らの力量をつけていく必要があると思われる。今回の報告では、コロナ禍で理念を持って活動する NPO とそう

でない NPO との二極化が鮮明になる可能性について改めて感じた。

参考文献

- 原田峻, 2020, 『ロビイングの政治社会学——NPO 法制定・改正をめぐる政策過程と社会運動』有斐閣.
- 椎野修平, 2020, 「NPO と行政の協働——市民主権をかたちにする協働とは」宮垣元, 2020, 『入門ソーシャルセクター——新しい NPO/NGO のデザイン』ミネルヴァ書房.
- 菅沼若菜, 2019, 「交錯するアートの公共性——横浜黄金町「アートのまち」のその後に着目して」『社会学論考』40 :69-92.
- 田中弥生, 2008, 『NPO 新時代——市民性創造のために』明石書店.

コロナ禍の中の教育実践の試行錯誤共有の意義

土居 洋平

2021 年度第 3 回研究例会の後半は、「コロナ禍の中の地域社会学の研究実践と教育実践・その 1 調査実習をめぐって」と題して、話題提供と討論が行われた。タイトルに「その 1」とあるとおり連続企画ということで、今回が教育実践を中心に、次回が研究実践を中心に議論をしようという趣旨のものであった。

まず、山口博史会員より「コロナ禍での教育実践 フィールド実習の経験から」と題した話題提供があり、その後、話題提供を軸にしたコロナ禍の中での教育実践についての議論が行われた。ここでは、話題提供の内容を簡単にまとめたうえで当日の議論の様子を紹介し、そこから筆者が感じ取ったことなどを記したい。

1. 話題提供「コロナ禍での教育実践 フィールド実習の経験から」(山口博史会員)

今回の例会では、タイトルに「調査実習をめぐって」とあったが、山口会員の話提供は調査実習に限られたものというよりも、調査実習を含めたフィールド教育全般を念頭に置かれたものであり、その後の議論も調査実習のみならずフィールド教育全般に関わるものとなっていた。

山口会員の話提供では、まず、コロナ禍に対応して相互に距離を保ってボランティア体験をする様子等のフィールドでの工夫が報告された後、コロナ禍におけるフィールド教育も含めた大学教育全般に関わるような課題点が指摘された。そこでは、「近接して会話することに強くブレーキがかかった状況」と「長期にわたり調査対象と密接にかかわりながら行う調査がしづらくなっている」ことから、実際にフィールドに行く段階に限らず、その準備や整理も含めた段階で様々な課題が生じていることが示された。具体的には、様々な場面で対話をする、フィールド調査の前に関係性を形成すること、問題設定や調査手法についての丁寧なディスカッションをすることなどが困難になっているということなどが紹介された。

一方で、オンライン授業での対話の工夫の経験をもとに、いくつかの点（特に対話に関わる点）はある程度克服可能であることも示された。具体的には、テキストベースでの対話（細かい課題提出と添削）や様々なツール（ZOOM はもちろん LINE、Discord、コメントスクリーン等）の活用、アイスブレイキングやリーディングアサインメントの積極的な活用などが紹介された。また、山口会員の話提供においては実際に「コメントスクリーン」が用いられ、参加者からの匿名での質問が ZOOM 画面上にリアルタイムで共有できる様子なども紹介された。

また、今回の研究例会のテーマであるコロナ禍における調査実習についても、調査そのものに ZOOM 等のテクノロジーの導入をすることや、ドキュメント分析、公式統計の再分析、観察調査の積極的な併用を行うことに加え、上記の工夫をすることで、実習そのものは実

施ができる点が指摘された。

ただし、実際に集まることができなければ、学生同士でお互いの状況を確認し何気ない対話をしながらピア効果を得ていくことは難しい。また、上述の工夫を用いても、調査対象と長期にわたって密接に関わりながら関係性を築く点はなかなか困難なままであることも指摘された。

2. 討論：コロナ禍でのフィールド教育の実践をめぐって

報告をめぐって、まず、清水亮会員から都市部の大学の学生が地方に行くことと、地元大学の学生が近隣でフィールドに行くことの違いについて指摘があった。清水会員の同僚の教員が指導する学生の例として、授業が完全オンラインの際に都市部から地方のフィールドに入り2週間自主的に隔離を行い、その後に現地で活動をするという事例が示され、この手法がオンラインと対面のハイブリッドになった結果、使えなくなっていることなどが紹介された。

これに関しては、広域の移動と近距離の移動には違いがあるというケースは多いようで、司会の二階堂会員からは、自分の勤務校（岡山県）でも2週間以内に関東・関西に行った場合に教育実習に行けないという事例が紹介されたり、今回の例会の第1報告者である原田会員から名古屋市内に勤務した際に宮城県内のフィールドに学生は連れて行けず、自分一人で行って現地からZOOM中継で調査を実施した事例などが紹介された。話題提供者の山口会員からも、地元の大学生が県内でフィールドに行く場合だから、それほど問題にはならなかったのかもしれないという話に加え、広域の移動がしにくい状況だからこそ学会のネットワークで遠隔地の大学同士が協力して調査を実施するという方法もあるのではないかという指摘もあった。

また、丸山会員から、ただでさえインタビューに慣れていない学生がZOOM等でのオンラインインタビューとなると、対象者と関係を形成しながら調査を行えるのだろうかという懸念も示された。これについては、原田会員から上述のケースをもとに、教員がコーディネーターをすることで、実は、学生が話しやすくなるケースもあることが紹介された。また、司会の小山会員からも、こうした状況になって、以前はなかなかできなかった電話でのインタビューもしやすくなったという点や、様々な事情で遠方に行くことが難しい学生でもオンラインを用いて遠方の対象者に調査ができるようになったという点なども指摘された。これに関連して、二階堂会員からも、特に3・4年生の場合は就職活動でZOOM等を用いたオンライン面接に慣れていることもあり、オンラインを使つてのインタビューにそれほど困難を抱えているわけではないといった指摘があった。一方で、山口会員からは、現在使える手段からわかることを大切にしようということは意識しつつも、実際には現地にいつて得られる付帯情報も調査においては重要で、その点が取りこぼされることが増えているという懸念も示された。

また、矢部会員からは、調査対象者の特性との関係の指摘もあった。というのは、矢部会員の場合、調査の対象がコロナ禍のなかでどの様にまちづくりを進めるかを対象者と共に考えるというスタイルをとっており、そうした対象への調査の場合、コロナ禍を理由に断られることはないということであった。

調査実習、特に社会調査士課程のG科目については、司会の小山会員より、社会調査協

会からシラバス通りの実施が難しくても致し方が無いという連絡があったとはいえ、実際に予定していたことが実施できなくなり、急な変更が必要となり実習の運営に際して困難を抱えていることも多々あるのではないかという指摘があった。

最後に、吉野会員から看護や福祉に関わる学部の有無でも実習実施に影響があるのではないかという点と、今回の議論は単にフィールド教育というよりも、地域社会において様々なイベントが止まり、地域のコミュニケーションも停滞しているという観点でも検討が必要ではないかという指摘があった。前者については、コロナ禍の状況でも看護や福祉の実習は資格取得のために必須になっていることから中止をされにくく、そうした学部のある大学においては社会調査実習への制限も厳しくなることは少ないのではということである。また、後者については、コロナ禍で地域社会が大きな困難を抱えている点を忘れてはならないし、そうした状況、つまり地域社会での活動が停滞するなかで、フィールド教育や地域との協働の取組みをどのように進めるのかという問題を孕んでいるということである。

3. 若干の雑感：試行錯誤の共有の意義と議論の前提としてのコミュニティの危機認識

2021年度は、多くの学会でコロナ禍に関わる議論が展開されている。今回のテーマは「コロナ禍における地域社会学の研究実践と教育実践・その1 調査実習をめぐって」ということで、フィールド教育の困難とその克服が議論の中心であったが、筆者が関わる狭い範囲でも、まず、この研究例会の一ヶ月前に日本村落研究学会が刊行した『村落社会研究ジャーナル』において「コロナ禍における調査・研究を考える」という特集が組まれており、ほぼ同様の問題意識での議論がされていた（高村ほか、2021）。また、この研究例会の翌日に開催された関東都市学会の秋季大会では「ウィズコロナ／ポストコロナと都市」をテーマに、経済学、社会学、地理学および現場での活動の観点からコロナ禍がどのような影響を都市に影響を与えたのかが議論された。さらに、例会の3週間後には筆者の勤務校において「コロナ禍における大学の地域交流活動の展開可能性」と題したシンポジウムが行われ、勤務校の立地する文京区内の4大学15団体の学生がコロナ禍で試行錯誤しながら地域での活動を行っていく様子が報告され、互いのノウハウの共有や交流が図られている。これらは、地域に関わる研究、教育、実践的な活動がコロナ禍の影響を強く受けていることを表していることはもちろん、特にコロナ禍という先行きの見通しにくい不確定な状況においては、互いの試行錯誤の成果、知見、ノウハウを共有していくことが重要であることを示しているであろう。これについては、筆者が最初に勤めたNPO法人 地域交流センターの代表理事であった故・田中栄治氏の「交流することで社会的課題の8割は解決できるんだよ」という言葉が強く思い起こされる（地域交流センター、2016:39）。コロナ禍に限らず、試行錯誤の成果の共有は通常の研究や教育、実践的な活動でも有効であるし、実際、この一ヶ月程の出版物や会合での議論からだけでも、筆者自身もすぐに活用できるような知見が多々得られている。

特に、今回の研究例会の討論のなかでは、最後の吉野会員の指摘が印象的であった。研究や教育、実践的な活動の手法の共有という議論のなかでは取り上げられにくいことではあるが、たしかに、地域社会における活動の停滞、コミュニケーションの困難ということは前提として忘れてはならないことであろう。デランディの議論を持ち出すまでもなく、

現在のコミュニティは討議的に構成されるものとなっている（デランディ、2006:261）。そうである以上、対話がしにくい環境においては、コミュニティの形成は極めて困難になるということになるし、実際、コロナ禍によるイベントの中止、集会の中止により存続の危機に瀕するコミュニティもある。もちろん、議論の前提としてこうしたことは意識されていたとは思いますが、ともすると研究や教育の技術的な課題解決に話の重点が向かう傾向のある今回のようなテーマの場合、どこかで再確認が必要なものであり、議論の最後にはあったが、吉野会員からそうした指摘がなされたことは重要であったと考える。

さて、今回の研究例会の後半の企画では、コロナ禍におけるフィールド教育の実践について自由に意見交換を行い、コロナ禍前の学会であれば、休憩中や終了後の懇親の場であったようなフランクな意見交換が目指されていた。ただ、奇しくも山口会員の話題提供でも触れられていたように、ZOOMを用いたオンライン形式の研究例会では、やはり何等かの工夫を施さないと、そうした気軽な議論の場の形成というのは難しいのかもしれない。自分自身の日常の反省でもあるが、オンライン形式の学会や研究会の場合、ともすると別の作業等も平行して行いながら興味関心のある部分だけを聞こうとする傾向がある。対面での実施に比べると全体の議論を集中して聞いているわけではなくなる関係で、「もしかしたらこの話は既にされているかも」と思い、なかなか気軽に発言がしにくくなってしまうのだ。今回の研究例会においても、対面の例会に比べると参加者の人数に比して発言する人数が限られていたように感じられたし、また、対面での例会の場合は後半に従って次々に発言が増えていくのに対して、今回のようなオンラインでの例会の場合は、後半にいくにしたがって発言の数が減っているようにも感じた。例会翌日の関東都市学会の秋季大会では、討論時にブレイクアウトルームを用いるという工夫がされており、参加者が発言を促される（そのために、ある程度は集中して報告も聴く）環境が用意されていた。また、3週間後の勤務校のシンポジウムは完全対面で行われたこともあり、15団体の報告に次々に質問があがり、（これはこれで問題だが）予定時間を1時間オーバーする状況となっていた。今回の研究例会においても、何らかの発言しやすくなる工夫を取り入れることで、議論がさらに活発に行われたかもしれない。幸い、この企画は連続企画であり、次の研究例会において研究実践をテーマに同様の議論がなされる予定となっている。願わくは、今回の例会の議論をもとに、研究例会の場においても参加者の討論を促す工夫が導入されることを期待したい。

参考文献

- 特定非営利活動法人 地域交流センター, 2016, 『地域交流センター40周年記念誌 地域交流センターのあゆみ』特定非営利活動法人 地域交流センター
- 高村竜平・稲垣京子・横山智樹・上原和甫・吉野英岐・飯田悠哉, 2021, 「特集Ⅱ コロナ禍における調査・研究を考える」『村落社会研究ジャーナル』55: 45-56
- デランディ, G. (山之内靖、伊藤茂訳), 2006, 『コミュニティグローバル化と社会理論の変容』NTT出版

国際交流についての断想

—RC21 の活動をめぐって—

齊藤 麻人

この度、地域社会学会の国際交流委員会からオンラインジャーナル「地域社会学会ジャーナル」に設けられる「国際交流」(Regional and Community Studies beyond Borders)への寄稿を依頼された。内容は国際交流の経験や海外での学会事情ということであった。大学のグローバル化やランキングが注目される中で、日本の研究者（特にいわゆる文系の分野）の海外での研究発表や英文ジャーナルへの掲載が活発ではないことが背景にあるのかもしれない。私自身の限られた経験や見聞の範囲では、学会員各位にとってどこまで有益な情報をお届けできるか、心もとない限りではあるが、現在 ISA-RC21 (Urban and Regional Development) の理事を務めている関係から、これも職責の一部と思いお引き受けした次第である。以下の記述の中での意見はあくまで私個人のものであり、関係している団体とは関係がないことを最初にお断りしておきたい。

国際交流と一口に言っても、個人的な付き合いから、共同研究や共同での論文執筆など様々な種類やレベルがあるだろう。しかし、国際研究集会への参加がそのきっかけとなることは珍しくないのではないだろうか。私の場合、それは 1998 年に広島で開かれた RC21 関連の大会だった。当時、イギリスの大学院に留学し博士論文を執筆中であったが、町村敬志先生からお誘いを受けて参加し、セッションで研究発表を行ったことがその後の共同研究や出版へとつながった。その後シンガポール国立大学に職を得て RC21 が主催するいくつかの大会に参加したが、2008 年に東京の国際文化会館で開かれた大会や 2014 年の ISA 横浜大会で事務局を手伝うこととなり、2014 年から理事を務めている。これ以外にも私の国際交流の経験としては、学術誌（ジャーナル）の編集補助や査読、共同研究のとりまとめやその成果物の出版、研究助成団体での審査委員などがあるが、紙幅の都合上全てを網羅することはできないので、本稿では現在理事を務めている RC21 の活動を中心に紹介したい。

詳細はホームページ¹⁾に譲るとして、RC21 は都市研究や地域研究に関わる研究者によって組織された団体である。地域社会学会としても、国際的なレベルでのカウンターパートという位置づけであり関係が深い。特徴としては ISA (国際社会学会) の研究部会 (Research Committee) の一つではあるものの、会員の研究分野は政治学、地理学、都市計画など社会学以外にも広がり、学際的な都市研究者の集団となっていることである。また、1970 年代の半ば以降、当時新たなアプローチとして登場した「新都市社会学」の先導的研究者が中心メンバーとして参加することになり、活動が活発化した。ちなみにほぼ時を同じくして創刊された IJURR (International Journal of Urban and Regional Research) とは別組

織ながら車の両輪のように緊密な関係（後述）を保ち、現在に至っている。会員は元来、欧州や北米地域が多かったが、最近では中近東、アジア、南米、太平洋諸国など世界的なレベルに広がっている。理事会は会長1名と副会長（5名以内）、理事（12名以内）からなる。

活動として日本で知られているのは国際研究大会（コンファレンス）の開催である。1年または2年に1度の頻度で行われ、2000年以降に限っても20回（ISA会議やISAフォーラムへの参加を含む）開催されている。開催地は欧州内が多かったが、最近は他の地域での開催も増えている。2022年度はギリシャのアテネで開催予定である（8月24～26日）。大会の構成は日本国内での学会大会と大差ないが、ユニークな試みとして前述のIJURRが資金を支出しての講演会も同時に開催されることである。

その他に日本ではあまり知られていないが興味深い取り組みとして博士課程の院生のためのサマー（又はウィンター）スクールがある。これは2009年のサンパウロ大会を機に始まったもので、以後、大会開催地で開催前の10日から2週間程度を使って行われている。スクールの内容は都市研究の主要な分野や方法論についてのセミナーと参加者自身の研究発表や合評会などである。参加者の条件は博士論文を執筆中でジャーナルへの投稿や学会発表などを控えている者としている。参加者は公募され書類選考のうえ決定されるが、研究内容だけでなく出身地域や所属大学の所在地も考慮される。つまり、発展途上国などで日常的に国際的な議論にふれる機会の少ない学生を研究者のネットワークにつなげるという目的も持っている。そのための渡航資金なども前述のIJURRが設立している基金から出されている。参加人数も25名程度に限定され、その2/3は途上国からの学生に割り当てられている。スクールの運営はRC21理事会、大会開催地の大学等の研究者、IJURRの理事会からそれぞれ1～2名が幹事となり、その他多くの指導的な立場の研究者が講師として協力している。当然、かなりの時間、労力、資金が必要となるが、理事会としては今後も力を入れていきたいと考えている事業の一つである。スクールの目的は次世代の研究者養成であるが、それを世界の様々な地域から参加者が集うグローバルな環境の中で行い、比較研究的な視座を養うことを重視している。途上国重視の姿勢は、これまで都市研究で準拠されてきた多くの理論や概念が先進工業諸国の都市を念頭に考案されたもので、それに内包されるグローバルな資本主義の不均衡発展が、いわゆる「グローバル・サウス」の地域から問い返されるという知的状況や、それへの先進国側からの対応を反映している。また、寝食を含んだ少人数のグループでの親密な環境の中で指導が行われ、参加者同士の、また講師となる研究者とのネットワークの形成も期待されている。研究者志望の院生にとってはまたとないような環境で教育が行われ、実際、このスクールの参加者の中から、その後国際的に活躍する若手研究者も出始めており、教育効果が表れていると思われる。

紙幅も残り少なくなってきたので、今後の地域社会学会の国際交流について考えることで本稿を閉じたい。私は学会が国際交流に果たす役割は変わってきていると思っている。しばしば言われるように、グローバリゼーションは国境のハードルを下げ、地球規模での情報流通を盛んにした。地域社会学や都市研究もその例外ではない。しかし、そこで想定

されている交流の主体はあくまで個々の研究者であり、国内の学会にできることは限られるのではなかろうか？海外旅行に例えるなら、ガイドさんをつけての団体旅行ではなく個人旅行、そこには学生や若者が主体のバックパッカーも加わるというようなイメージである。当学会の会員にも、それぞれのプロジェクトで海外の研究者とネットワークを作り共同研究をしているケースが増えている。また、最近の RC21 の大会でも、日本人の特に若手研究者の積極的な参加は珍しくなくなっている。現実には既に上記の例でいえば個人旅行の段階に入っている。学会単位の取り組みとしては、日本社会学会の英語論文の執筆や出版のためのワークショップなど、個人の能力を向上させることを目的としたものは今後も有益だと思われる。しかし、学会が号令をかけて会員がそれに応えるような想定は、このグローバル化の時代には若干の違和感を禁じ得ない。むしろ、個人の国際交流に関する経験を広くシェアし「なんか面白そうだな」と思ってもらうことから始められれば良いのではなかろうか。私自身は RC21 の理事会を通じて、国際的な組織の運営方法や、世界の南北問題やそれを乗り越える取り組みなどに、国内だけでは得られない多くの新しい気づきを与えられた。今後も、ジャーナルのこの新しく作られたコーナーに会員諸氏からの多くの個人的な経験が投稿され、それが新たな国際交流につながることを切に願っている。

注

1) <http://www.rc21.org/en/>

執筆者一覧

原田 峻 (立教大学)
山口 博史 (徳島大学)
丸山 真央 (滋賀県立大学)
菅沼 若菜 (東京都立大学大学院)
土居 洋平 (跡見女子学園大学)
齊藤 麻人 (横浜国立大学)

Journal of JARCS No. 4

The Program of 3rd Serial Research Meeting of Japan Association of Regional and Community Studies

Article

What has the NPO Law brought to the Local Community?:

—Focusing on Points of Agreement between "Political Sociology of Lobbying" and Regional Sociology Studies—

Shun HARADA

Research and educational practices of regional and community studies in the time of COVID-19 pandemic: —(1) On Fieldwork education—

Hiroshi YAMAGUCHI and Masao MARUYAMA

Review and Comment

A Function of NPO in Local Communities

Wakana SUGANUMA

Significance of trial and error sharing of educational practices in the Corona disaster

Yohei DOI

A thought for international exchange in urban and regional studies -from the experience in RC21-

Asato SAITO